

危険物積付検査及び危険物コンテナ収納検査の実施方法等

目次

- 第1章 総則
- 第2章 検査の実施方法
- 第3章 検査証の交付等
- 第4章 検査員の選任
- 第5章 手数料及び旅費
- 第6章 雑則

第1章 総則

（目的）

第1条 この附属書は、危険物等検査業務規程（平成16年本安技第16-30号、以下「規程」という。）第11条、第14条、第17条及び第18条の規定に基づき、危険物積付検査及び危険物コンテナ収納検査の実施方法等に関し必要な事項を定めたものである。

（用語）

第2条 この附属書において使用する用語は、規程において使用する用語の例によるほか、この附属書に限り次の表の左欄に掲げる用語は右欄に掲げるものをいう。

省 令	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）
危険物告示	船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号）
放射性物質告示	船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号）

第2章 検査の実施方法

（検査の実施の要領等）

第3条 検査の実施の要領は、別記に定めるところによる。

第4条 検査を執行する危険物検査員は、検査を行うに当たって、船舶等により運送される危険物の容器、包装、正標札及び副標札、積載方法、コンテナへの収納方法その他運送の方法等が省令並びに危険物告示、放射性物質告示及び関係通達の規定に適合していることを確認するものとする。

第3章 検査証の交付等

（文書の作成等）

第5条 検査証その他の発信文書に係る決裁文書は、起案文書を用いて起案するものとする。

第6条 （略）

（合格不合格の決定）

第7条 検査事業所は、検査において危険物の積載方法その他積付け又はコンテナへの収納方法が省令及びこれに基づく告示並びに関係通達の定めに適していると認めるときは検査に合格したと判定し合格の決定をするものとし、適合していないと認めるときは合格しなかったと判定し不合格の決定をするものとする。

2～4 （略）

(検査証の交付の方法)

第8条 検査事業所は、検査証を申請者又は当該申請者から委任を受けた者にできる限り確実な方法により交付し又は再交付しなければならないものとする。

2 検査事業所は、前項の委任を受けた者に検査証を交付する場合は、その交付に先立ち当該申請者から検査証の受領に関し委任を受けた旨を書面に基づき確認しなければならないものとする。

(検査証の交付等)

第9条 検査事業所は、検査に合格した者に対しては規程第12条の検査証を交付するものとする。

2 検査事業所は、検査に不合格となった者に対しその旨を通知するものとする。

3 第1項の検査証は、検査の申請を受理した検査事業所において作成し、交付するものとする。

4 第2項の通知は、検査事業所が口頭により行うものとする。ただし、書面による通知を希望する旨の申出をした者に対しては、書面により行うものとする。

第10条 検査事業所は、前条第3項の規定により検査証を作成するときは、次の各号に掲げる用に供するため当該検査証の控1通及び写し1通以上を作成するものとする。

一～二 (略)

三 その他の写し 検査証の交付を受けた者から申請があった場合の交付の用

2 検査事業所は、検査の申請者から危険物積付検査証英訳書又は危険物コンテナ収納検査証英訳書の交付の申請があったときは、危険物積付検査にあつては危険物積付検査証英訳書(第1号様式)を、危険物コンテナ収納検査にあつては危険物コンテナ収納検査証英訳書(第2号様式)を交付するものとする。

3 前項の危険物積付検査証英訳書又は危険物コンテナ収納検査証英訳書は、当該危険物積付検査証又は危険物コンテナ収納検査証を交付した検査事業所において作成し、交付するものとする。

第11条 検査事業所は、検査証の交付を受けた者から当該検査証の写しの交付の申請があったときは、当該検査証の写しを交付するものとする。

(検査証の記載要領)

第12条 検査証の記載要領等は、細則で定めるものとする。

第4章 検査員の選任

(危険物検査員による検査の執行)

第13条 協会は、職員のうちから危険物検査員を任命し、危険物積付検査及び危険物コンテナ収納検査の執行に関する事務を行わせるものとする。

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

第5章 手数料及び旅費

(危険物積付検査に関する手数料及び旅費)

第17条 危険物積付検査に関する手数料及び旅費は、次に掲げるものとする。

一 危険物積付検査手数料

イ 基本料金

- (1) コンテナ詰されている場合
コンテナ1個につき 11,400 円
ただし、6個以上を同時に検査する場合は
6個以上1個につき 8,550 円
- (2) (1)以外の場合
100個まで 25,800 円
100個を超え、1,000個までの個数については、
10個又はその端数につき 390 円
1,000個を超え、2,000個までの個数については、
10個又はその端数につき 220 円
2,000個を超える個数については、
10個又はその端数につき 100 円
ここで、1個の正味質量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の質量を含む。）
が50キログラムを超えるものについては、50キログラムを超える100キログラム
又はその端数ごとに1個の割合で算出した個数を1個に加えた数とする。

ロ 時間外割増料金

- 16時30分より21時30分まで1時間につき 2,600 円
21時30分より5時まで 1時間につき 3,900 円
5時より8時30分まで 1時間につき 2,600 円
休日割増（終日） 1時間につき 2,600 円
（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び
年末年始（12月31日から翌年の1月3日（前記の日を除く））に限る。
なお、8時30分より前と16時30分より後は、上記の時間外割増料金も適用する。）

ハ 検査証等交付料

- (1) 検査証交付料
3通まで 無料
4通以上1通につき 340 円
- (2) 英訳書交付料
3通まで 無料
4通以上1通につき 340 円

二 旅費

- イ 日当（検査事業所所在地より片道80km以上の地域に出張した場合）
1日につき 2,000 円
ロ 宿泊料 1日につき 10,700 円
ハ 交通費 実費

第18条 （略）

第6章 雑則 （略）

附則 （略）

以上

別記（第3条関係）検査の実施の要領

（検査実施方法）

第1条 危険物検査員は、検査の執行については、規程第2条で定めるところに従い行うものとし、その実施の要領は、省令の規定、危険物告示及び放射性物質告示の規定並びに関係通達の規定によるほか、この別記の定めによるものとする。

（危険物積付検査実施方法）

第2条 危険物積付検査に当たっては、次の各号に掲げる事項に注意するものとする。

- 一 危険物を運送する船舶の構造及び設備並びに当該危険物以外の積載貨物の性状等を調査し、かつ、当該危険物の運送距離、当該船舶の航路及び寄港地、季節等を考慮したうえ、当該船舶が当該危険物を積載するのに適していることを確認すること。
- 二 危険物の性状、容器及び包装、危険物を収納するコンテナの種類等により積載場所が選定され、同一の船倉又は区画における積み合わせ貨物に注意され、かつ、危険物告示の別表に定められた積載方法（放射性物質等の積載方法を除く。）又は省令第94条第1項に規定する放射性物質等の積載方法がとられていることを確認すること。
- 三 危険物の積付場所は、機関室、石炭庫、調理室、居住場所、旅客室等に接近しない通風良好な場所が選定され、かつ、甲板下にあつては倉口等の開口部から近づきやすい場所が選定されていることを確認すること。
- 四 危険物の容器、包装、正標札、副標札及び表示並びに危険物を収納するコンテナ及び当該コンテナの正標識、副標識及び表示が省令に違反したものでないこと、不完全なものでないこと、損傷のないこと、漏えい等の異常のないことその他当該危険物による危険の発生のおそれのないことを確認すること。
- 五 危険物を積載しようとする場所は、あらかじめ、十分に清掃されていることを確認すること。
- 六 危険物は、これを投げ、落とし、ころがす等不注意な取扱いがされていないことを確認すること。
- 七 危険物及びその付近の貨物は、運送中に移動、転倒、衝撃、摩擦等が生じないように措置が講じられていることを確認すること。
- 八 同一の船舶に品名の異なる危険物（火薬類相互を除く。）を積載する場合の相互の隔離は、危険物告示別表第1の隔離の欄及び危険物告示別表第14（危険物相互の隔離表）に従っていることを確認すること。
- 九 同一の船舶に品名の異なる火薬類を積載する場合の相互の隔離は、危険物告示別表第1の隔離の欄及び危険物告示別表第14の2（火薬類相互の隔離表）に従っていることを確認すること。
- 十 毒性高圧ガス、毒物、放射性物質等（危険物告示別表第一の国連番号の欄に2908、2909、2910又は2911と掲げられている危険物を除く。）、腐食性物質及び副次危険性等級が6.1又は8の危険物と食料を同一の船舶に積載する場合は、危険物告示第14条の4第3、4及び5号の規定に従って積載されていることを確認すること。
- 十一 火災又は爆発の危険のある危険物を取り扱う場所においては、火気の取扱いを禁止し、かつ、工事（溶接、リベット打ちその他火花又は発熱を伴う工事をいう。以下この条において同じ。）が行われないことを確認すること。
- 十二 危険物を積載している船舶における工事については、省令第5条の規定に従って行われることを確認すること。
- 十三 危険物は、移動、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏えい等を生じないようにされ、かつ、荷敷等を用いて緊密に積付けされていることを確認すること。
- 十四 危険物積付検査執行後において危険物の品名、数量、積載方法、積付け等を申請者において変更した場合は、再検査が必要である旨を申請者に通告すること。
- 十五 機械器具を用いて検査を行う場合は、必要な精度を満たしている機器を使用すること。
- 十六 機械器具を用いて検査を行う場合で、借入れにて実施する場合は、使用前に校正記録等の確認をし、検査結果に影響すると判断された機器は使用しないこと。

第3条 （略）

以上